

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	(登録免許税:外)(国税10) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を1/2とする軽減措置の適用期限(平成30年3月31日)を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の保存登記 1,000分の2 (本則 1,000分の4) ・所有権の移転登記 1,000分の10 (本則 1,000分の20) <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第81条</p>
4	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度創設、平成28年度延長措置
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年4月～平成32年3月)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢変化に十分に対応できたものとなっていない問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。</p> <p>こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。</p> <p>さらに、平成26年7月の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等による商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力</p>

		<p>の向上を目指して行う民間事業者による事業計画を認定し、重点支援する制度を創設した。</p> <p>本制度に基づく重点支援施策により民間投資を喚起させ、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p>																										
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p>																										
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地の就業者又は小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、来訪者、就業者、売上高のいずれかについて高い数値目標を達成する取組を行うことが要件となるが、本事業の実施によって自治体が策定する中心市街地活性化基本計画における目標達成率も押し上げると想定される。</p> <p>中心市街地の活性化を測定する具体的な達成目標値については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において中心市街地における通行量、居住人口、販売額等を設定しているが、当該測定指標は自治体毎に異なる。また、目標達成時期については、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画において設定する計画期間であり、概ね5年以内とされているものの、自治体毎にその期間は異なる。</p> <p>このため、達成目標値及び達成時期については、個別に自治体の状況を調査する必要があり、制度上、内閣府が自治体毎に中心市街地活性化基本計画の計画期間終了時期及び中間フォローアップのタイミングで調査している。本措置による達成目標の達成状況は、当該調査結果によって把握できる。</p> <p>なお、平成27年度末までに基本計画の計画期間を満了した107中心市街地において、各市が自己評価(フォローアップ)を実施した結果、その目標達成率は約28%となっている。</p> <p>他方、本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業を実施する自治体においては、当該目標達成率が引き上げられる効果が見込まれる。経済活力の向上に資する目標については目標を確実に達成するとともに、経済活力向上系以外の目標への波及効果も見込み、全体として目標達成率が50%を超えることを目標とする。</p> <p>【資料】:平成18年度から平成27年度末までに基本計画の計画期間を満了した107中心市街地の自己評価結果</p> <table border="1" data-bbox="544 1563 1437 1715"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>販売額等</th> <th>空き店舗等</th> <th>施設入込数等</th> <th>公共交通機関</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標達成率</td> <td>28%</td> <td>17%</td> <td>13%</td> <td>29%</td> <td>40%</td> <td>33%</td> <td>50%</td> <td>28%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資料】 :平成18年度から平成27年度末までに基本計画の計画期間を満了した96中心市街地の自己評価結果の項目のまとめ</p> <table border="1" data-bbox="587 1845 1385 1962"> <tbody> <tr> <td>経済活力向上系指標</td> <td>55項目(約20%)</td> <td rowspan="2">合計 313項目</td> </tr> <tr> <td>それ以外の指標</td> <td>258項目(約80%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経済活力向上系指標を除く、258項目の目標達成率</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：内閣府地方創生推進室ホームページ公表資料より経済産業省作成</p>		通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計	目標達成率	28%	17%	13%	29%	40%	33%	50%	28%	経済活力向上系指標	55項目(約20%)	合計 313項目	それ以外の指標	258項目(約80%)	経済活力向上系指標を除く、258項目の目標達成率		30%
	通行量	居住人口等	販売額等	空き店舗等	施設入込数等	公共交通機関	その他	合計																				
目標達成率	28%	17%	13%	29%	40%	33%	50%	28%																				
経済活力向上系指標	55項目(約20%)	合計 313項目																										
それ以外の指標	258項目(約80%)																											
経済活力向上系指標を除く、258項目の目標達成率		30%																										

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている居住や都市機能の「ローカル・アベノミクスの推進」を目指す上で、これまで蓄積されてきた生活機能やインフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点を形成するものである。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。</p> <p>中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するものである。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p> <p>本租税特別措置等は、建物等の取得に係るコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>本措置が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業については、計画の策定から事業着手、竣工に至るまでに相当の時間を要する。平成26年7月の法改正以降、平成26年度には1件、平成27年度には7件、平成28年度には2件の事業が認定された。本年度は8件の事業が認定見込みである。</p> <p>(特定民間中心市街地経済活力向上事業の適用見込数)</p> <p>平成27年度:7件 平成28年度:2件 平成29年度:8件(見込・うち1件は平成29年6月に認定済) 平成30年度:9件(見込) 平成31年度:8件(見込) (経済産業省推計)</p>
		② 減収額	<p>平成27年度:887.9万円 平成28年度:66.2万円 平成29年度:2,480万円 平成30年度:2,880万円 平成31年度:2,480万円 (経済産業省推計)</p>

			計算式については別紙参照
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約2割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>平成26年7月に施行された改正中心市街地活性化法に基づき、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本租税特別措置を適用することにより、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力が高まり、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>本措置の適用対象となった特定民間中心市街地経済活力向上事業に取り組む自治体については、全ての自治体が現在計画期間中であり、最終的な自己評価(フォローアップ)による達成状況の把握ができない状況である。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>平成26年度中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。</p> <p>中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況の中、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援することで、中心市街地ひいては地域経済全体に波及する効果が期待される。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、低利融資及び規制緩和等と一体となった本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。</p> <p>本措置は、中心市街地のプロジェクトを全て対象とするのではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限のものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>〈予算〉</p> <p>近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。</p> <p>(措置名)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・商店街・まちなか集客力向上支援事業 ・地域・まちなか商業活性化支援事業 <p>〈融資〉</p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売商業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	
11	有識者の見解		<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(H27 経産 02)

減収見込額の積算根拠（平成 30 年度税制改正要望）

【内訳】

①平成 30 年度に認定される事業に係る分	28.8 百万円
②平成 31 年度に認定される事業に係る分	24.8 百万円
合計	53.6 百万円

【積算根拠】

平成 28 年度までに登録免許税の減免実績のあった 6 件のうち、減免額ベースで大規模な事業と小規模な事業に分類しそれぞれの平均額を求める。平成 30 年度については、見込案件において想定される事業の規模について大規模なものと同規模なものに分類し、それぞれに平均額を掛けて求める。平成 31 年度については、平成 30 年度の大規模・小規模の件数分類の割合を準用し、それぞれに平均額を掛けて求める。

○大規模な事業の平均額

$$(4,722,100 \text{ 円} + 3,263,700 \text{ 円}) \div 2 = 3,992,900 \text{ 円} \approx 4 \text{ 百万円}$$

○小規模な事業の平均額

$$(662,000 \text{ 円} + 342,200 \text{ 円} + 273,100 \text{ 円} + 278,700 \text{ 円}) \div 4 = 389,000 \text{ 円} \approx 0.4 \text{ 百万円}$$

①平成 30 年度に認定される事業

$$(4 \text{ 百万円} \times 7 \text{ 件}) + (0.4 \text{ 百万円} \times 2 \text{ 件}) = 28.8 \text{ 百万円}$$

$$(\text{大規模な事業の平均減免額} \times \text{見込件数}) + (\text{小規模な事業の平均減免額} \times \text{見込件数})$$

②平成 31 年度に認定される事業

$$(4 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件}) + (0.4 \text{ 百万円} \times 2 \text{ 件}) = 24.8 \text{ 百万円}$$

$$(\text{大規模な事業の平均減免額} \times \text{見込件数}) + (\text{小規模な事業の平均減免額} \times \text{見込件数})$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長																
2	対象税目	(登録免許税:外)(国税 22) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】																
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>産業競争力強化法に基づく登録免許税の軽減措置を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。</p> <p>(1)対象者 創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援事業の支援を受けた個人及び創業5年未満の創業者</p> <p>(2)軽減措置</p> <p>①個人が創業する際、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置</p> <p>②創業5年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">租税特別措置法第 80 条第 2 項</th> <th style="text-align: center;">措置の内容</th> <th style="text-align: center;">通常の税率・額</th> <th style="text-align: center;">強化法の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 号</td> <td style="text-align: center;">株式会社の設立</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号</td> <td style="text-align: center;">合名会社 合資会社の設立</td> <td style="text-align: center;">6 万円</td> <td style="text-align: center;">3 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号</td> <td style="text-align: center;">合同会社の設立</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《関係条項》</p> <p>(租税特別措置法第 80 条第 2 項)</p> <p>(租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 4 項)</p>	租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例	1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)	2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円	3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)
租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例															
1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)															
2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円															
3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)															
4	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課																
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 31 年度																
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年 1 月 20 日 創設 平成 28 年 4 月 1 日 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後 5 年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加)																
7	適用又は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日(2年間)																

8	必要性等	①	② 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>日本の開業率は英米と比較して半分程度であり、産業の新陳代謝が進んでいない。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。</p> <p>我が国の創業を巡る環境は、平成 27 年時点で開業率 5.2%と廃業率 3.8%を上回っているものの、開業率 10%前後で推移する米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要。</p> <p>開業率の向上は「日本再興戦略」内に開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率 10%台を目指すとしており、また産業競争力強化法においても地域での創業の促進をすることを定めている。</p> <p>産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を平成 26 年3月より開始し、認定自治体が全国に拡がりつつある。</p> <p>《政策目的の根拠》 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）</p>
		②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p>
		③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 開業率を米国・英国レベルの 10%台を目指す。</p> <p>『日本再興戦略』(平成 25 年6月 14 日) 6. 中小企業・小規模事業者の革新 (略)開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す(略)</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み(10%程度)にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく</p>
9	有効性等	①	適用数等	<p>・実績</p> <p>平成 26 年度 184 件 平成 27 年度 390 件 平成 28 年度 1,069 件</p> <p>・将来の推計</p> <p>平成 29 年度 2,898 件 平成 30 年度 3,156 件 平成 31 年度 3,415 件</p>
		②	減収額	<p>・実績</p> <p>平成 26 年度 13.8 百万円 平成 27 年度 29.4 百万円 平成 28 年度 74.0 百万円</p> <p>・将来の推計</p>

			<p>平成 29 年度 199.9 百万円 平成 30 年度 217.7 百万円 平成 31 年度 235.6 百万円</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。 一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じること、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、開業率が廃業率を上回る状態が継続すれば、雇用の担い手となる企業数が増加することとなり、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、我が国における創業の拡大や事業成長を支援するために、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に位置づけている「特定創業支援事業」の修了者を支援するものである。 本措置により、上記のような新たに事業を行う際に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>創業補助金は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援するものである。また、創業支援事業者補助金は創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援するものである。創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借り入れを支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。 本特例措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税にかかる租税特別措置ではない。</p>
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(経産 13)

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定自治体における登録免許税
の軽減措置の延長の減収額試算根拠について

平成 29 年 8 月
創業・新事業促進課

I. 内訳について

【(1) 株式会社】

・ 213,450 千円

【(2) 合同会社等】

・ 13,185 千円

※平年度減収見込み額合計 226,635 千円

※平成 30 年度及び 31 年度見込みを平均化した数値

II. 積算根拠について (件数)

1. 平成 28 年度

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末まで (実績ベース)

各認定自治体からの実績報告調査を実施し、全体で 1,069 件。

(内訳)

株式会社	合同会社等
926	143

2. 平成 29 年度見込み

(a)平成 29 年度の創業支援事業計画目標認定自治体件数 は 1,400 自治体であり、これらの認定自治体における特定創業支援事業による 1 年間の創業者創出目標数は 21,000 件 (1,400 自治体×1 自治体あたりの創業者創出目標数 15 件/年) と推計。

(b)このうち、特定創業支援事業による創業者創出目標の達成率は 78.4%^(※1)、また、創業者のうち株式会社、合同会社等の形態での創業を 17.6%^(※2) と推計。

(c)これらより、2,898 件 (21,000 件×78.4%×17.6%)

(※1)平成 28 年度の認定自治体からの実績報告数値より算出

(※2)中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者の起業環境及び起業家に関する調査」

(平成 29 年 3 月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))より

上記より、平成 29 年度利用者数見込みは 2,898 件

(内訳) ※平成 28 年度実績を基に試算 (87:13)

株式会社	合同会社等
2,510	388

3. 平成30年度見込み

(d)平成30年度の創業支援事業計画目標認定自治体件数は1,525自治体であり、これらの認定自治体における特定創業支援事業による1年間の創業者創出目標数は22,875件(1,525自治体×1自治体あたりの創業者創出目標数15件/年)と推計。

(e)このうち、特定創業支援事業による創業者創出目標の達成率は78.4%、また、創業者のうち株式会社、合同会社等の形態での創業を17.6%と推計。

(f)これらより、3,156件(22,875件×78.4%×17.6%)

上記より、平成30年度利用者数見込みは3,156件

(内訳) ※平成28年度実績を基に試算(87:13)

株式会社	合同会社等
2,734	422

4. 平成31年度見込み

(d)平成31年度の創業支援事業計画目標認定自治体件数は1,650自治体であり、これらの認定自治体における特定創業支援事業による1年間の創業者創出目標数は24,750件(1,650自治体×1自治体あたりの創業者創出目標数15件/年)と推計。

(e)このうち、特定創業支援事業による創業者創出目標の達成率は78.4%、また、創業者のうち株式会社、合同会社等の形態での創業を17.6%と推計。

(f)これらより、3,415件(24,750件×78.4%×17.6%)

上記より、平成31年度利用者数見込みは3,415件

(内訳) ※平成28年度実績を基に試算(87:13)

株式会社	合同会社等
2,958	457

Ⅲ. 積算根拠について(軽減額)

1. 平成29年度見込み

【(1)株式会社】

・登録免許税軽減金額 188,250千円(2,510件×75千円)・・・(イ)

【(2)合同会社等】

・登録免許税軽減金額 11,640千円(388件×30千円)・・・(ロ)

※平成 29 年度適用金額見込み 199,890 千円 … (イ) + (ロ)

2. 平成 30 年度見込み

【(1) 株式会社】

・登録免許税軽減金額 205,050 千円 (2,734 件 × 75 千円) … (ハ)

【(2) 合同会社等】

・登録免許税軽減金額 12,660 千円 (422 件 × 30 千円) … (ニ)

※平成 30 年度適用金額見込み 217,710 千円 … (ハ) + (ニ)

3. 平成 31 年度見込み

【(1) 株式会社】

・登録免許税軽減金額 221,850 千円 (2,958 件 × 75 千円) … (ホ)

【(2) 合同会社等】

・登録免許税軽減金額 13,710 千円 (457 件 × 30 千円) … (ヘ)

※平成 31 年度適用金額見込み 235,560 千円 … (ホ) + (ヘ)

4. 平年度減収見込み額 (平成 30 年度、平成 31 年度の平均)

【(1) 株式会社】

・213,450 千円 ((ハ) + (ホ) ÷ 2) … (ト)

【(2) 合同会社等】

・13,185 千円 ((ニ) + (ヘ) ÷ 2) … (チ)

※平年度減収見込み額合計 226,635 千円 … (ト) + (チ)

以 上